

琵琶湖疏水記念館「そついカフェ」運営事業者募集標準仕様書

1 業務の名称

琵琶湖疏水記念館「そついカフェ」運営業務

2 業務の目的

琵琶湖疏水記念館（以下「記念館」という。）は、琵琶湖疏水竣工100周年を記念して、疏水の意義を多くの方に伝え、先人の偉業を顕彰するとともに、将来に向かって発展する京都の活力の源となることを願って、市民をはじめとした協力のもと、平成元年8月に開館した施設である。

同館については、琵琶湖疏水が令和2年度に「日本遺産」に認定されたことなどを契機に、記念館を琵琶湖疏水の情報発信の拠点として位置付けるとともに、周辺地域も含めた賑わい創出等を図ることとしている。

本業務では、記念館を起点として賑わいを創出し、同館が位置する蹴上・岡崎エリアの活性化及び琵琶湖疏水のさらなる魅力発信を目的に、同館に設置しているカフェスペース（「そついカフェ」）の運営を行うことを目的とする。

3 使用場所

(1) 名称

そついカフェ

(2) 場所

琵琶湖疏水記念館（京都市左京区南禅寺草川町17番地） 地階テラス

(3) 平面図

別紙のとおり

(4) 使用可能設備

別紙のとおり

4 業務期間等

令和8年3月20日（金）から令和9年2月28日（日）まで

※ 運営事業者は、上記の期間内から、カフェの営業を行う期間（以下「営業期間」という。）を提案すること。なお、営業期間中であっても、6の記念館の休館日はカフェを休業すること。営業期間と最低使用料についての考え方は下記の通り。

※ 設営及び撤去は京都市上下水道局総務部総務課（以下「当局」）との協議により、上記以外の期間で実施することができる。

提案する営業期間の例	最低使用料の考え方*
3月26日～4月25日（31日間）	営業期間が連続した1か月となるため、最低使用料は日額2,000円。

3月26日～4月25日（31日間） と 11月1日～11月20日（20日間）	3月26日～4月25日の期間は営業期間が連続した1か月となるため、最低使用料は日額2,000円。 11月1日～11月20日の期間は営業期間が連続した1か月以上の期間に満たないため、最低使用料は日額3,200円となる。
--	---

※使用料については下記のとおり。

営業期間について、下記の最低使用料以上の使用料を提案すること。

最低使用料：日額2,000円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む。）

ただし、営業期間が連続した1か月以上の期間に満たない場合は、その営業期間における最低使用料を日額3,200円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む。）とする。

※ 複数の営業期間を提案する場合は、それぞれの期間について使用料を提案すること。

※ 最低使用料以上の金額を固定額とし、固定額に売上歩合（%）を加えた金額を使用料として提案することも可とする。ただし、売上歩合（%）のみでの応募は不可とする。

※ 使用料は100円単位で提案すること。

5 「そすいカフェ」の営業時間

午前10時～午後4時

※ ただし、記念館の開館時間が午前9時～午後5時であることを踏まえ、開館時間内に準備・撤収することを前提に、当局との協議のうえで、営業時間を延長することを認める場合がある。

6 記念館の休館日

毎週月曜日（月曜日が祝日・休日の場合は翌平日休館）

※ ただし、令和8年3月30日（月）、4月6日（月）は開館とする。

※ 災害その他やむを得ない事情により、上記以外の日にも記念館を休館とする場合がある。

7 業務内容

「そすいカフェ」の運営を行うこと。

(1) カフェの営業（飲食物等の販売等）

- ・ 販売等を行う飲食物等については、カフェスペース内で火気の使用が不可（本格的に食材を加工すること（煮る、焼く等）はできない）であること、給排水設備を備えていないことを踏まえたものとすること。

(2) カフェの営業等に必要な物品（店舗装飾、販売レジ、その他本業務実施に必要な物品の設置など）等の調達及び作製、人員確保

- (3) 運営上必要な啓発物品であるチラシ、看板、メニュー表などの作製
(デザインの制作にあたり、当局が著作権を有する画像及び素材等が必要な場合は、協議のうえ当局が支給する。)
- (4) 営業中の店舗における安全対策
- (5) 各日の営業終了後の撤収作業、ごみ処理及び清掃
- (6) 運営に際しての保健所や消防署等への必要な各種申請書類の作成及び提出
- (7) 運営期間終了後のカフェスペースの原状回復

8 実施に係る条件

- (1) 営業期間であっても、災害その他やむを得ない事情により、記念館を休館とした場合は、営業を中止すること。その際に生じる業務や損害については、当局は負担しない。
- (2) カフェスペース内で本格的に食材を加工すること（煮る、焼く等）はできない。調理済みのものの再加熱（温めなおし）については可能であるが、火気の使用は認めない。
- (3) カフェスペース内に給排水設備を備えていないため、給水については、必要に応じて持参、若しくは当局職員又は記念館職員が指示する場所で行うこと。また、排水については、タンク等に一時的に保管し、当局職員又は記念館職員が指示する適切な場所へ廃棄すること。
- (4) ③④の使用可能設備のほかに、飲食物の提供に必要な備品（什器等）がある場合は事業者が準備すること。
- (5) 建物や設備等の変更や増強は認めない。
- (6) 運営期間中のカフェに関する清掃・維持管理は事業者の負担で行うこと。
- (7) 事業実施の際に生じた破損等については、実施事業者の負担で原状復帰すること。その際の修復方法については、当局の指示に従うこと。
- (8) 市有財産使用許可を受けた以外の期間については、速やかに設置物の撤収を行うこと。
- (9) 実施事業により生じるごみについては、当日のうちに持ち帰り、処分すること。
- (10) 電気料金については使用量に応じた額を負担すること（カフェスペース内にあらかじめ設置しているメーターの指示値を基に算出）。
- (11) 駐車スペースについては記念館において、営業期間中並びに設営及び撤去等に必要な期間（「5 「そついカフェ」の営業時間」に記載されている記念館の開館時間に限る）、記念館の運営に影響がない範囲において別紙に示す位置を利用可能とする。それ以外については、事業者の負担において近隣の駐車場等を利用するここと。
- (12) 飲食物の提供に係る必要な許認可申請等は、事業者の責任及び負担により行うこと。

9 提案書に記載する内容

- (1) 「7 業務内容」に定めた内容のほか、カフェの名称、営業期間、提供メニュー及び価格含む) 並びに運営方法等。
- ※ カフェの名称には「そすいカフェ」の字句を使用すること。(例:「そすいカフェ by ○○」 等)
- (2) 本業務を遂行するための体制
- (3) 収支計画
- (4) 集客促進の取組提案
- (5) 使用料(売上歩合(%))についても提案する場合は、その旨も記載)

10 提出物

運営事業者は、当局が指示する様式及び内容を具備した書類等を、契約後速やかに提出すること。

- (1) 市有財産使用許可申請書
- (2) 物品借受申込書

11 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、当局と協議し、その決定に従うこと。
- (2) 当局から運営事業者に対し、カフェ利用状況(利用者数、売上等)についての報告を求めることができるものとする。